

# 発話行為と発話機能の比較

山岡政紀

## 1. はじめに

20世紀における二人の注目すべき研究者によって提案された二つの概念がある。一つはアメリカの哲学者サール (J.R. Searle, 1932-) による発話行為 (Speech Act) <sup>1</sup> であり, もう一つはオーストラリアの言語学者ハリデー (M.A.K. Halliday, 1925-) による発話機能 (Speech Function) である。これら二つの概念は単に類似しているというより, 酷似している。というのも, いずれも言語コミュニケーションにおける対人関係と関連しており, しかもいずれも共通の範疇をメンバーとして含んでいるからである。例えば, 陳述 (Statement), 質問 (Question), 命令 (Command) などである。しかしながら, 両者は互いをいっさい参照も言及もしていない。本稿の目的はこの二つの概念を比較し, 両者を統合する可能性を追求することである。

## 2. 二つの理論の概観

### 2.1 発話行為 (Speech Act)

イギリスの哲学者オースティン (J.L. Austin, 1911-60) は, Austin (1962) において事実確認的発言 (Constatives) と行為遂行的発言 (Performatives) との区別に関する議論を開始した。後者の特徴は, 第一に, 真偽値を持たないものだという点であり, 第二に, それは単に言うということ以上の行為の遂行であるということだった。

オースティンは行為としての発話の多重性を論じ, 発語行為 (locutionary act), 発語内行為 (illocutionary act), 発語媒介行為 (perlocutionary act) という概念群を提案した。特に彼は, これら三つの概念群のうち, 発語内行為が発話において最も膨大で多様な諸機能を持つことを主張した (p.99)。そして, 遂行動詞

(performative verb) をリストアップすることで発語内行為を範疇化した。彼は、発語内行為の多様性は “I order you to leave here.” (ここを去ることを命じる) のような明示的遂行文 (explicit performative sentences) の多様性によってもたらされるものだと考えていたのである。

サールの発話行為論<sup>2</sup>はオースティンの理論を継承するとともに、その欠点を克服した。サールは発語行為と発語内行為との区別を批判し、発語行為から意味行為 (rhetic act) を除外した発言行為を提案した (Searle 1968)。重要なことは、Searle (1969) において彼が発語内行為の概念を発展させたことである。つまり彼は発語内行為を、明示的遂行動詞をいっさい伴わない、“Leave here.” (ここを去れ) のような一般的な発話にまで拡張した。その結果、発語内行為は聴者に対して対人関係上、有意味な機能を持つようなすべての行為を対象とするに至るのである。

さらに重要なことはSearle (1979) において、間接発話行為を理論化したことである。彼は “You should leave here” (あなたはここを去るべきだ) のような命令の意味を指し示すいくつかの慣例的な形式が間接的な指動 (Directives) の発語内効力をもっていることを主張した。さらに、“you’re standing on my foot” (あなたは私の足を踏んでいますよ) のように、指動を指し示すような形式をまったく持っていない発話でさえも、間接的な依頼 (Request) の発語内効力を持つことを主張した。

彼は間接発話行為への拡張を提案して以降、発語内行為とほぼ同義語として、「発話行為」(Speech Acts) という用語を用いるようになった。さらに、この最終段階における発話行為は完全に意味論的領域で定義されるべきものであった。われわれは毎日、発話行為によって互いの行動に影響しあっているのである。

発話の一つの特性を抽出して言えば、われわれはこの概念を、その特性がもつ社会性や影響性ゆえに、「実際のコミュニケーションにおける対人的機能」と称することもできる。この「機能」(function) という用語は、ある事物が別の事物に対して何らかの働きかけをもつ場合のその働きかけを意味しているのである。

## 2.2 発話機能 (Speech Function)

今日における最も重要な言語学者の一人であるハリデー (M.A.K. Halliday) は、機能文法 (Functional Grammar) と体系文法 (Systemic Grammar) の提唱者としてよく知られている。彼は著書Halliday (1985) において、言語コミュ

ニケーションがもつ対人的機能の重要な要素として、発話機能 (Speech Function) の概念を提示した。

ハリデーは、話すことによるすべての行為は相互交流、すなわち一種の交換であると主張した。彼はこのような発話の非自立的で社会的な性質を記述するにあたって、機能 (Function) という用語を用いた。

具体的には、第一に、話者の発話は常に二種の基礎的な機能のうちの一つを必ずもつとする。付与 (Giving) か要求 (Demanding) である。つまり、あらゆる発話において、話者は聴者に何かを与えているか、聴者から何かを得ようと要求しているか、どちらかなのである。例えば、

- (1) サンドイッチはいかがですか。(Would you like this sandwich?)
- (2) 今雨が降っているよ。(It is raining now.)
- (3) お塩を取って。(Pass me the salt.)
- (4) あなたのお名前は何ですか。(What is your name?)

この場合の (1) と (2) は付与機能を持ち、(3) と (4) は要求機能を持っている。(1) は品物 (サンドイッチ) を与えており、(2) は情報 (現在の天気) を与えている<sup>3</sup>。(3) は品物 (お塩) を要求しており、(4) は情報 (人の名前) を要求して (Demanding) いる。これらはいずれも、聴者に対して何らかの次の行動を取るよう勧めている。付与は受け取ること聴者に勧めているし、要求は与えることを聴者に勧めている。このいみにおいて4、話者の最初の発話とその聴者が次に行う応答発話とは、一組の交換、ことばを換えて言えば、相互交流なのである。

この区別に交差するかたちで、ハリデーは交換される事物の性質に関するもう一つの区別を加えた。聴者に対して、話者にある対象物を与えるよう仕向ける目的をもってなされた (3) のような発話や、話者のために何かをさせようとする「キスして！」(Kiss me!) のような発話においては、交換される事物は、品物／行為 (goods-&-services) である。いっぽう、聴者に対して、話者に何かを伝えさせようとする目的をもってなされた (4) のような発話においては、その事物は情報 (information) である。同様に (1) の事物は物・行為であり、(2) のそれは情報である。これら二種の区別を交差させることによって、彼は4種の基礎的発話機能を定義した。すなわち、以下のように、提供 (Offer)、命令 (Command)、陳述 (Statement)、答え (Question) である。

- (1) サンドイッチはいかがですか。(Would you like this sandwich?)

<品物／行為を与える→提供 (Offer) >

(2) 今雨が降っているよ。(It is raining now.)

<情報を与える→陳述 (Statement) >

(3) お塩を取って。(Pass me the salt.)

<品物／行為を要求する→命令 (Command) >

(4) あなたのお名前は何ですか。(What is your name?)

<情報を要求する→質問 (Question) >

これらの発話の話者は、聴者に対して次の行為をおこすよう求め、また、勧めている。提供 (Offer) の話者は、聴者が受容 (Accept) することを求めている。同様に、陳述 (Statement) の話者は承認 (Acknowledgment) を求めているし、命令 (Command) は請負 (Undertaking) を求め、質問 (Question) は答え (Answer) を求めている。これらの第二行為 (second actions) は、通常は言語的な反応によって表現されるが、質問に対する答え以外は、いずれも非言語的の反応によって遂行されることもあり得る。

初期発話 (initiations) の聴者、すなわち第二発話の話者は、自分の番の発話においてかなりの自由裁量をも持っている。提供 (Offer) に対して、受容 (Accept) の代わりに拒否 (Reject) をもって応答することもできるのである。これらについては、他の三つの基礎的発話機能も含めて表 (a) に示されている (1985:69)。表の初期発話が基礎的発話機能である。

表 (a) 基礎的発話機能<sup>5</sup>

| 基礎的型<br>basic types | 事物<br>commodity          | 初期発話<br>initiation | 期待される応答<br>expected response | 自由裁量による別の応答<br>discretionary alternative |
|---------------------|--------------------------|--------------------|------------------------------|--|
| 付与<br>Give          | 品物／行為<br>good-&-services | 提供<br>Offer        | 受容<br>Acceptance             | 拒絶<br>Rejection                          |
| 要求<br>Demand        | 品物／行為<br>good-&-services | 命令<br>Command      | 請負<br>Undertaking            | 拒否<br>Refusal                            |
| 付与<br>Give          | 情報<br>Information        | 陳述<br>Statement    | 承認<br>Acknowledgment         | 否認<br>Contradiction                      |
| 要求<br>Demand        | 情報<br>Information        | 質問<br>Question     | 答え<br>Answer                 | 忌避<br>Disclaimer                         |

ハリデーは他の発話機能は、すべてこれら4種の基礎的発話機能 (すなわち提供、命令、陳述、質問) から派生したものだとして主張している。例えば、聴者に行

為を与える発話、すなわち約束 (Promise), 誓い (Vow), 脅迫 (Threaten), 請負 (Undertake) などは, 基礎的発話機能の一つである提供から派生している。話者が聴者に対して有意味な発話として, 「そのピアニストを射殺する!」 (I'll shoot the pianist!) と言うとき, 聴者がそのピアニストと何らかの人間関係を持っていると考えられるが, もしその発話が「聴者志向」であるならば (「話者志向」の対概念として), その発話の機能は約束か脅迫か, どちらかである。それが聴者にとって望ましいことであれば, それは約束となるし, 望ましくないものであれば, それは脅迫となる。これらは, 「話者志向」の事例を含めて, 表 (b) に示されている。

表 (b) 提供 (Offer) からの派生

|        |  | 聴者志向        |     |  | 話者志向            |
|--------|--|-------------|-----|--|-----------------|
| 望ましい   |  | 約束(Promise) | 神聖な |  | 誓い(Vow)         |
| 望ましくない |  | 脅迫(Threat)  | 世俗の |  | 請負(Undertaking) |

このようにして, 彼はすべての発話機能を, さまざまな機能的要因群の組み合わせとして定義したのである。

### 3. 二つの概念間の共通性

まず, 一見してわかるのは, 両方の範疇群がかなり似通っていることである。発話機能 (Speech Functions) の範疇群の一つ一つは, 実際のところサールによって, 発話行為 (Speech Act) の主要メンバーとして挙げられている。命令 (Command) は指動 (Directives) の主要メンバーの一つである。質問 (Question) もまた指動 (Directives) に属している (このことは 4.4 節で議論する)。陳述 (Statement) は演述 (Assertives) に属している。提供 (Offer) に関しては, サールは自告 (Commissive) <sup>6</sup> と見なしているが (1979:54), これは自告 (Commissive) とも宣言 (Declaration) とも, どちらとも見なし得る。話者が未来における自身の提供行為を予告するような場合には, 自告 (Commissives) に属する。例えば, 「(あとで) ティーポットをあげましょう」 (I'll give you the teapot.) のような発話である。話者が聴者に何かを与えながら, 同時に提供行為を言うような場合には, その発話は宣言 (Declarations) に属する。例えば, 「今ティーポットをあげます」 (I give you this teapot now.) のような発話である。

約束 (Promise), 脅迫 (Threaten), 誓い (Vow), 請負 (Undertake) など, 上の表 (b) で提供 (Offer) から派生した発話機能群は, 明らかに自告 (Commissives) に属する。「そのピアニストを射殺する！」(I'll shoot the pianist!) という発話は, 自告 (Commissives) の命題内容条件を満たしている。

両概念の違いは後ほど議論することにして, ここでは両者の対応関係を, 以下に表 (c) として示すことにする。

表 (c) 二つの概念間における範疇群の対応関係

| 基礎的発話機能<br>the basic Speech Functions | 発話行為の分類<br>the classification of Speech Acts |
|---------------------------------------|--|
| 提供 Offer                              | 自告 Commissives                               |
|                                       | 宣言 Declarations                              |
| 命令 Command                            | 指動 Directives                                |
| 質問 Question                           |  |
| 陳述 Statement                          | 演述 Assertives                                |
|                                       | <表出 Expressives >                            |

ともかく言えることは, 両範疇群はいずれも, 対人的コミュニケーションのなかで発生するダイナミックな概念群だということである。

さらに言えば, 両方ともそれらを定義し, 記述し, 説明するための語用論的要因群を必要としている。「そのピアニストを射殺する！」(I'll shoot the pianist!) という発話が約束 (Promise) なのか脅迫 (Threat) なのかは, その発話の話者と聴者の人間関係に依る。聴者がそのピアニストを憎んでおり, 話者は聴者の依頼を受けた刺客なのだとなれば, その発話は約束である。反対に, 聴者がその女流ピアニストの父親だとすれば, 彼はもちろん娘を愛しているはずである。そして, 話者がこのフレーズを父親に対する身代金要求の一部として発話したならば, それは脅迫である。これらの事例は, 発話機能が語用論的状况によって決まるということを示している。

周知のことだが, 発話行為論における準備条件 (preparatory conditions) は, 実際のところ語用論的条件 (pragmatic conditions) である。両者は共通の性質を持っていると言えるのである。

## 4. 二つの概念間の違い

### 4.1 行為と機能の違い

発話行為と発話機能とのあいだには、細部においても全体的な原理においても多くの相違点がある。そのうちの原理の部分から始めたいと思う。

第一に、その用語それ自体、すなわち「行為」(act)と「機能」(function)の違いについて、まず議論すべきであろう。手短かに言えば、「行為」とは話者の立場からの用語であり、「機能」とは聴者の立場からの用語である。

それゆえに、発話行為は独話(monologue)を考慮に入れるが、発話機能は会話(conversation)のみを扱う。例えば、発話行為の立場から言えば、「今雨が降っている」(it is raining now)という陳述は、基礎的レベルにおいては「ものがいかにあるか」(how things are)ということの表象(representation)に過ぎない。そして、語用論的レベルにおいて、それが別の種類の行為(例えば、「外出しないほうがいいよ」(you should not go out)という警告(warning))となる。いっぽう、発話機能の立場から言えば、「今雨が降っている」という陳述は、基礎的レベルにおいても単に表象ではなく、聴者に対する報告(report)でもある(すなわち、情報を与えること)。発話機能は独話を考慮に入れないからである。語用論的レベルにおいては、両者は似通っている。

「行為」は話者の立場からの用語だから、発話行為論は誠実性条件(sincerity conditions)を必要とする。言い換えれば、発話行為論は話者の意図を考慮に入れるのである。

別の事例を提示したい。仮に、人物Aがジョギングをしていて、別の人物Bが背後から近づいてきたことに気づいたとしよう。Bは何をしているのだろうか。これについては、二通りの見方があり得る。一つの見方から言えば、それはBの意図によって解釈される。もしも人物Bが刑事で、そしてAが銀行強盗だと確信していたとしたら、彼はAを逮捕したいのにちがいない。このような場合、Bは「追っている」のである。もしもBが運動のためにジョギングをしていて、たまたまAの背後にいたのだとしたら、その場合は、Bはただ「ジョギングをしている」だけなのである。しかしながら、別の見方から言えば、それは相手であるAの側から解釈される。通常の場合では、Aは、Bもまた自分がしているのと同じようにただジョギングをしているだけなのだと見る。もしもAが何らかの理由で罪の意識を持っているとしたら、彼はBに追われているのではないかと恐れを感

じるかもしれない。このような場合、実際にBがどのような意図を持っているのかにかかわりなく、BはAを「追っている」のである。この例では、Aは聴者を表し、Bは話者を表している。

この例を今行っているところの言語コミュニケーションに対する比較の比喻と見なすことができる。発話行為の誠実性条件 (Sincerity conditions) は話者の意図を確認するものである。いっぽう、発話機能は聴者の解釈によって定義される。たしかに発話は話者の意図によって行われるが、しかしながら発話それ自体は、話者の意図から独立した機能を持っている。ハリデーは、この発話の機能に注目したわけだが、話者の意図や誠実性条件については全く言及しなかったのである。

今度は、言語的な事例を検討してみたい。仮に、話者Aが別の人物Bに借金があり、その返済期日が既に過ぎている、つまり、BはAから返済を受け取る権利がある、としよう。この状況において、もしもAが「今週中に借金をあなたに返すつもりだ」と、実際にはそうするつもりがないのに言ったとしたら、その発話は何であると言うべきか。誠実性条件を考慮に入れるとするならば、この発話は約束の誠実性条件を充たさないので、約束とは言えず、一種の不誠実な虚言ということになる。なお、サール (1969) によれば (60, 62)、そのような不誠実な発話であっても、「不誠実な約束」 (insincere promise)、つまり、依然としてある種の約束なのだ、と、サールは見なしているが<sup>7</sup>、そうであってもかれが、聴者にはわからない話者の主観的状态 (すなわち誠実性条件) と、話者と聴者とで共有されている客観的状态 (すなわち準備条件) とが等価であると考えていることはたしかである<sup>8</sup>。

発話機能論では、Aが誠実であったかどうかにかかわりなく、その発話はれっきとした約束となる。なぜならBはAの心の内側に何があるかは知り得ず、Aの発言それ自体と、それを取り巻く状況を知るのみだからである。それゆえ、この発話はBに対するAの責任を生じさせる効果を持つ。したがってこの例では、AはまちがいでなくBに対して借金返済の約束をしているのである。

発話機能論は決して話者の意図を無視しているのではなく、無条件に前提としているのである。つまり、「お金を返します」と言う人はお金を返す意図を持っているのだと前提しているということである。以上のような理由で、発話機能論には誠実性条件がないのである<sup>9</sup>。

#### 4.2 哲学と言語学における機能主義

さらに、哲学的機能主義と言語学的機能主義との関係に言及しておく必要があるだろう。哲学と言語学のそれぞれの学問分野<sup>10</sup>は固有の目的を持っている。したがって、各分野における機能主義はもともと全く乖離した別のものであった。

哲学的機能主義は、パットナムのチューリング・マシン機能主義に代表されるように、主観的で質的な感覚、すなわち質感 (qualia) を完全に無視している。そのいみでこの立場は、単なる行動主義の一変種であると見なされ得るのである。これはまた、「ブラックボックス機能主義」と批判的に呼ばれるものでもある (Searle 1992:40)。

言語学的機能主義は一般的にプラグ学派と呼ばれ、言語学の各部門に多様な変種を持っていた<sup>11</sup>。それら諸理論は、音声、語、文法的諸要素などの固定された形式を抽象して、その体系、つまり、人間のコミュニケーションにおいてそれら諸形式が果たす役割という観点から見たときの要素間の関係や境界線を議論したのである。このような理由により、それら諸理論は機能主義と呼ばれた。そのいみで、そこでの「機能」という用語は、哲学におけるそれとは全く異なるものである。

しかしながら、ハリデーがプラグ学派の方法論を、言語学のなかで最も人間的な部門である語用論に応用してからというもの、両者は非常に似通ったものとなった。発話機能論が対人関係上の意味から話者の心を抽象したことは、哲学的機能論が心的状態から質感 (qualia) を除外してしまったことと、一見似ている。しかし、両者に同じような評価を与えることは適切ではない。両理論はその目的が異なるからである。心の哲学の目的は、心の状態や様式を、適切に、正確に、かつ説得的に記述することであり、その目的に照らして哲学的機能論は失敗しているように見受けられる。いっぽう、語用論的言語学の目的は人と人とのコミュニケーションにおける発話の実際的な意味を明らかにすることであり、発話機能論がその重要な要素を見逃しているとは一概に言えないばかりか、むしろ、対人コミュニケーションの探究にとってそれは、より有益である可能性さえあるのである。

#### 4.3 サールの利点とハリデーの欠点

次のステップ、つまり、両者の違いの細部へと進みたい。一方を利点、他方を欠点として述べることによって、それぞれの違いを説明しようと思う。はじめに、サールの発話行為の側面から、ハリデーの発話機能を批判する。

表(c)では、三つの相違点が容易に見いだせる。一つ目は、発話機能論が自告(Commissives)と宣言(Declarations)を区別できないことである。第3節において、ハリデーの提供(Offer)が、サールの自告(Commissives)か、または宣言(Declarations)に対応することを既に述べた。「(あとで)ティーポットをあげましょう」(I'll give you the teapot)のように、話者がみずから、未来における聴者への提供(Offer)を予告するような場合と、「今ティーポットをあげます」(I give you this teapot now)のように、話者が聴者に何かを与えながら、同時に提供を言うような場合と、どちらの場合ともハリデーの立場から見れば、提供(Offer)である。両者は区別されていない。しかし、サールの立場から言えば、前者は自告(Commissives)で後者は所有の移動に関する宣言(Declarations)である。サールはその関心を「適合の方向」(the direction of fit)、つまりことば(言語)と世界との関係に向けている。自告(Commissives)では、適合の方向は、世界をことばに(world-to-words)である。そして宣言においては、ことばを世界に(words-to-world)と世界をことばに(world-to-words)の両方である。この違いは、遂行文の発語内効力に関連している。この考え方は発話機能論に採用されるべきであると、筆者は主張する。なぜならこの違いは機能の違いでもあるからである。聴者はその発話が提供行為の予告であるのか、その発話自体が提供行為であるのかを区別できるはずである。言い換えれば、この違いは聴者に対して異なる効果をもたらすはずなのである。したがってこの違いを機能の違いとみなすべきである。

同様の見方で、第二の不一致についても言及できる。発話機能論は表出(Expressives)に対応する範疇を持っていない。サールの立場では、表出には適合の方向がない。表出された命題が真であることは常に前提されているからである。ハリデーは表出がもつこの性質に関心を向けなかった。おそらく彼は、表出は陳述(Statement)の一種であると見なしていると考えられる。言い換えれば彼は、話者の心的状態を、聴者に伝えられる情報の一種と見なしているのであろう。したがって、表(c)ではこれを、陳述とともに演述(Assertives)に対応する位置に、カッコつきで置いたのである。しかしながら、それは我々の通常の言語直観と合致しない。表出という機能、例えば、感謝表明(Gratitude)、謝罪(Apology)、不満表明(Complaint)などは、単に世界に関する情報を伝達するのではなく、聴者の感情や対人的関係により直接的に影響を及ぼすものである。そのいみで、発話機能論はこの違いを重視すべきであることを主張したい。これらの機能範疇は異なっていると言うべきであり、もし発話機能論がこのファクタ

一を採り入れるならば、それらの範疇を下位区分できるようになるはずである。表(c)における第三の不一致はサールの欠点となるので、そのことは次の節で論じることにした。

#### 4.4 サールの欠点とハリデーの利点

表(c)が示すとおり、サールは命令(Command)と質問(Question)を両方とも指動(Directives)と見なしている。質問(Question)は答えを求める要求の一種と捉えることができるため、彼はこれを指動に属するものと主張している(1969:69; 1979:14)。

しかしながら、質問は言葉を世界に適合させようという意図をもって発話されるのだから、演述の特徴をも兼ね備えている。その典型例としては、「付加疑問文」(tag question)を提示することができる。

(A) "It is raining, isn't it?" (雨が降っているよね?)

(B) "Yes." (そうです)

この場合Aは、世界に関する信念を、確信はないものの、既に持っている。それで彼は念のために、そのことを確認しようとして、Bに尋ねているのである。そしてBはその返答をもってそのことを確かめている。彼らは世界に関する一つの陳述(Statement)を協力し合って遂行していると言える。その場合、Aの発話は指動(Directive)でBの発話だけが陳述(Statement)だと言えるだろうか。筆者はそうは思わない。Bは一つの陳述を遂行するために、Aの命題内容を借用したのである。つまり、Bが行う陳述の信念の内容を、Aが提供しているのである。二人の人物は共同で一つの演述の談話の流れを創り上げているのである。同じことは、「雨が降っていますか」(Is it raining?)のような通常の質問にも適用できる。たしかにそれは応答の要求という特徴も持っているが、それは単にメタ言語的な意味における特徴にすぎない。

実のところ、本稿の表(c)を作成する以前から、筆者はそのことがサールの理論の欠点であると考えていた。サールは「質問」(Question)をどこに位置づけるべきか、そしてどう説明すればよいかについて迷っていると推測している。そのことは以下のような彼の論述からわかる(1979:40; 下線部は本稿の筆者による)：

I want you to stop making that noise, please. (どうぞ、その音を止めてほしいのです。)

Could you please lend me a dollar? (どうぞ1ドルを貸していただけますか。)

「どうぞ」がこれらの文に加えられるならば、それは明示的に、かつ文字通りに、指動 (directives) の発話としての、元来の発語内目的の印となる。たとえ、文の残りの部分の文字通りの意味が指動 (directives) ではなかったとしても。

この下線部によると、彼は文字通りの質問 “Could you lend me a dollar?” (私に1ドルを貸すことができますか。) は指動 (Directive) ではないと見なししていることになる。つまり、彼は質問 (Question) が指動 (Directive) に属するのかどうかについて揺れているように見受けられるのである。いずれにせよ、間接発話行為の効力として発生する依頼 (Request) の意味と、質問において回答を求めるといふ文字通りの要求 (Demand) の意味との関係を、サールがどう説明するのかは、我々にはわからないのである。

ここで、発話機能が作用するのには二つのレベルがあるということを明確にしておきたい。一つは会話における二者の参加者が会話の一つの連 (stream) を形成するために協力し合うレベルである。このレベルにおいては、二者の参加者は付与 (Giving) と要求 (Demanding) とによって、それぞれの発話を交換し合う。このレベルをメタ言語的レベルと呼称することもできる。通常のいみにおいて、質問 (Question) と答え (Answer) とはこのレベルにある。もう一つは、談話 (discourse) において、連 (stream) 全体が一定の役割を果たすようなレベルである。上述の例、(A) “Is it raining?” (雨が降っているよね?) (B) “Yes” (そうです) について言えば、(A) が質問 (Question) で (B) が答え (Answer) だというのは、ここで言う第一のレベルにおいてである。これらの発話は一つの連 (stream) であり、その全体が第二のレベルにおいては演述 (Assertive) の機能を有しているのである。

ハリデーの発話機能論はこの特徴をより適切に捉えている。彼の理論では、質問 (Question) の基礎機能は要求 (Demanding) であり、命令 (Command) と同じである。そして、交換される事物 (commodity) は情報であり、陳述 (Statement) と同じである。これらのことは、彼が行った交差分類のなかで、質問 (Question) が命令 (Command) と陳述 (Statement) の双方の局面をそなえていることを示している。つまり、彼の言う基礎機能は、上述の第一のレベルにあり、質問 (Question) と命令 (Command) の区別は、上述の第二のレベルにある。ハリデーはこれら二つのレベルを表 (a) の交差範疇によって示した

のである。

このことを、より基礎的な問題に当てはめて考えたいと思う。筆者は、発話機能論の利点は、言語コミュニケーションを二者の参与者間の交流と見なしたところにあると考えている。この理論は、発話というものはほとんどの場合、次につづく発話に対する要求を含意していると主張しているのである。原則として、質問 (Questions) は初期発話 (initial utterances) であり、そして質問は、それに対する応答としての陳述 (Statements) を要求することを含意している。陳述 (Statement) に関しては、質問に対する第二発話、すなわち応答である場合もあるし、それが初期発話であるような場合もある。いずれにしても、あらゆる発話は談話を構成する連の一部分であって、他の発話群から孤立しているなどということはないのである。発話機能論は発話のこのような性質をよく捉えている。

例えば、ある質問を試してみたいと思う。命令に引きつづいてなされることを期待されるのは何であるか。発話機能論によれば、話者は、相手に命令した行為が遂行される前に、言語的な応答として請負 (Undertaking) の発話が行なわれることを期待している。もしも人物 A が別の人物 B に「この部屋から出ていけ」(Leave this room.) と命令したとしたら、A は、B が言葉で応答すること、例えば「はい、出ていきます」(Yes, I will leave.) のように返すことを期待している。その応答が誠実なものであるかどうか (命令された行為が実際に遂行されるかどうか) は別の問題である。もちろん、B は黙って部屋を出ていくことも可能である。しかし、その場合、B は A の命令に従っているように見えるし、実際に A の目的も満足してはいるのだが、会話における A の期待には応じていないと言うべきである。というのも、発話機能論は、記号的な意味を持つジェスチャーを除いては、コミュニケーションにおいて非言語的行為を対象として含んでいないからである。つまり、この理論では、最初の話者の期待に対して、次の発話の話者は、通常の会話では言語的な応答によって応じるべきだと主張しているのである。

そのとき、もしも B が「私は部屋を出て行きますが、あなたに命令されたからではなく、いずれにせよ部屋を出て行こうとしていたのです。あなたに命令されたからといって私は部屋を出ていくつもりはありませんでした」と言ったら (考えたらではなくて)、彼は A の命令に従ってはおらず、明らかに拒否 (refuse) していることになる。たとえ彼が心のなかでは命令に従っていて、その言葉は単に「負け惜しみ」(cry of sour grapes) だったのだとしても、である。ここでサールの論述 (1983:86) をこの議論に応用したい。サールは、因果的自己言及性

という特徴 (causal self-referential characteristic) を説明するために、この拒否 (Refusal) の発話を、最初の発話の聴者 (= 応答の話者) の意図と同一視している。しかしながら、発話機能論では、その人がどのように考えるかということと、その人が何と言うかということは全く異なる事柄なのである。そしてこの理論は後者のほうを遥かに重視している。この違いは両理論の立場の違いから来ている。

結局、発話行為論において話者は絶対的存在であり、したがって、話者と聴者との関係は非対称的である。言い換えれば、この理論は誠実性条件を持っているがゆえに、話者が誠実に発話の信念や意図を持っていることを要求する。反対に、発話機能論においては、誠実性条件を持たないがゆえに、話者と聴者は対称的である。したがって、どの会話参加者も常に相手方の誠実性は前提している。つまりこの理論は、会話参加者は常に相手の発話を額面通りに受け取ることを前提しているのである。結局、二者の参加者は常に共通の情報を共有している。この理論では、初期発話の話者は第二発話の聴者となり、初期発話の聴者は第二発話の話者となる。二人の人物は対等な立場で一つの談話を構築していくのである。

間主観性 (inter-subjectivity) はフッサールの現象学の用語である。我々人間はふつう、他人もまた自分自身の主観性と同じ主観性を持っているとの信念を、自然的態度 (natural attitude) によってもっている。間主観性の用語を支える概念は、第1人称と第2人称との対称性である。わたしにとっての「わたし」はあなたにとっての「あなた」であり、わたしにとっての「あなた」はあなたにとっての「わたし」である。この対称性によって私たちは他人の主観性が自分自身のそれと同じであると、常に仮定している。したがって、二者の参加者は通常の文脈では互いの発話のみを解釈するのであって、決して相手の誠実性を考慮に入れたりなどしない。言い換えれば、話者と聴者とは、彼らで作る談話に対して共通の解釈を常に共有しているということが仮定されている。発話機能論は間主観性に基づいているので、話者の誠実性は当然のこととして前提しているのである。

言い換えれば、発話行為論は話者の絶対的主観性に立脚し、発話機能論は二者の会話参加者の間主観性に立脚しているということである。このことは後者の基準は疑似主観性 (pseudo-subjectivity)<sup>12</sup> としての第2人称に置かれていることを意味するので、われわれは前者を「第1人称の発話理論」、後者を「第2人称の発話理論」と呼ぶこともできる。

この第4章で議論した両理論の比較は表 (d) のように表示することができる。

表 (d) 両理論の性質の比較

|        | 発話行為   | 発話機能    |
|--------|--------|---------|
| 分野     | 哲学     | 言語学     |
| 所在     | 話者     | 発話      |
| 話者の誠実性 | 条件     | 前提      |
| 話者の位置  | 絶対的    | 相対的     |
| 話者と聴者  | 非対称的   | 対称的     |
| 主観     | 純粹な主観  | 疑似主観    |
| 人称の基準  | 第 1 人称 | 第 2 人称  |
| 談話内の発話 | 自立的    | 依存的     |
| 非言語的行為 | 考慮に入れる | 考慮に入れない |

## 5. 両理論の統合案

両理論を統合する新たな理論を提供するには多大な紙数を要すると思われるので、ここでは、新たな考え方の概観だけでもせめて提案しておきたい。

予め筆者の立場を断っておきたいと思う。筆者は哲学者ではなく、言語学者である。だから筆者の目的は、言葉を話す人類の心を議論することではなく、人類によって行われるコミュニケーションの様式を議論することである。このいみにおいて、本稿では発話機能論の視野から議論を始めたい。そして、「発話機能」という用語を新たな理論に採用することとしたい。しかしながら、詳細を論ずれば結局のところ、発話行為論から多くを採り入れることになるだろう。というのも、発話行為論の方がより詳細な内容を述べているからである。

第一に、前節で述べたように、発話機能が作用する二つのレベルがある。第一のレベル（メタ言語的レベル）では、二者の会話参加者が、要求（Giving）と付与（Demanding）によって互いの発話を交換しながら、協力しあって会話の連を作り上げていく。第二のレベルでは、その連が全体として談話のなかでの役割を果たしていく。

第一のレベルでは、発話機能論の基礎として、会話における二者の参加者の交流を示す二つのパターンを提案する。一つは要求付与関係（Demanding-Giving relation）であり、もう一つは付与受容関係（Giving-Acceptance relation）である。ある場合には、この二つのパターンは一つのパターン、すなわち要求付与受容関係（Demanding-Giving-Acceptance relation）にもなり得る。二者の参加者

の役割は常に、順次入れ替わっている。要求 (Demanding) の話者は付与 (Giving) の聴者となり、要求 (Demanding) の聴者は付与 (Giving) の話者となる。参加者の両方が会話の連を協力して構築していくのである。すべてのコミュニケーションは基本的にこれら二つのパターンを含んでいる。

次の例は従業員Aと雇用主Bとの会話である。(B1) は通常のいみにおいて、「許可」(permission) と呼ばれる。

(A1) 休憩を取ってもいいですか。(May I have a break?)

(B1) いいよ、どうぞ。(Sure, you may.)

(A2) ありがとうございます。(Thank you.)

この会話は上で述べた典型的なパターンを示している。つまり、(A1) 要求 (Demanding) - (B1) 付与 (Giving) - (A2) 受容 (Acceptance) である。もっと細かく言うと、この会話の連は、(A1) 許可要求 (permission-demanding) - (B1) 許可付与 (permission-giving) - (A2) 感謝受容 (gratitude-acceptance) である。Aが何も要求していない場合でも、Bが許可付与 (permission-giving) から始めることもあり得る。それは、Bが次の例のように、何らかの前提を持っているような場合である。

例えば、従業員がその職務中にひどく疲れていることに、雇用主Bが気づいているような場合に、

(B1) みんな、休憩を取っていいよ。(Everyone, you may have a break.)

(A1) ありがとうございます、社長。(Thank you, Boss.)

以上述べた会話の連は表 (e) のように示され得る。二人の参加者は順次、立場を交換する。

表 (e) 文中の事例における許可 (Permission) の連

|    | 要求 (Demanding) | 付与 (Giving) | 受容 (Acceptance) |
|----|----------------|-------------|-----------------|
| 立場 | 話者A, 聴者B       | 話者B, 聴者A    | 話者A, 聴者B        |
| 発話 | 休憩を取ってもいいですか。  | いいよ、どうぞ。    | ありがとうございます。     |
| 機能 | 許可要求           | 許可付与(=許可)   | 感謝受容            |
| 発話 | (前提)従業員の疲労の認識  | 休憩を取っていいよ。  | ありがとうございます。     |
| 機能 |                | 許可付与(=許可)   | 感謝受容            |

サールの立場<sup>13</sup>では、(A1) は要求 (Request) すなわち指動 (Directive) であり、(B1) は要求に対する承諾 (Grant) すなわち自告 (Commissive) であり、

(A2) は表出 (Expressive) となる。これらはこの第一のレベルにある。

第二のレベルでは、これらの発話はどのように範疇化すればよいのだろうか。これらの発話は、未来におけるAの行為についての会話の連を構築している。言い換えれば、AとBの両方ともAの行為（休憩を取ること）の実現を意図している。したがって、この三つの発話のすべてが、一つの機能に範疇化されるべきである。これを、仮の用語として「拘束」(Deontics)<sup>14</sup>と呼びたい。自告 (Commissives) と指動 (Directives) は同じ適合の方向（世界を言葉へ）を持っており、両者の関係は、二人の参与者間における一種の鏡像関係とすることができる。さらに (A2) は、この会話の連を終了させるための補助的な機能を有している。発話機能の主要な範疇は下記のように表示されたいと考える。

表 (f) 統合された理論における主要範疇

| 範疇                | 適合の方向                       |
|-------------------|-----------------------------|
| 拘束 (Deontics)     | 世界を言葉へ (world-to-words) (↑) |
| 宣言 (Declarations) | 双方向 (bi-direction) (↕)      |
| 演述 (Assertives)   | 言葉を世界へ (words-to-world) (↓) |
| 表出 (Expressives)  | 無方向 (no direction) (φ)      |

次に表 (g) を用いて、拘束 (Deontics) の会話の概略を示したい。ここでは七種のタイプの会話の連を挙げている。カッコの中の用語は一般語として知られ、発話機能のメンバーとしてことができるものである。これらのなかでは、許可 (Permission)、助言 (Advise)、依頼 (Request)、命令 (Command)、勧誘 (Invitation) などは、指動 (Directives) に属し、許可 (Promise)、提供 (Offer)、服従 (Obedience) などは自告 (Commissives) に属する。両方の群は鏡像関係にある。演述 (Assertives) における質問 (Question) と陳述 (Statement) の関係はこれと全く同じ関係にある。二つの事例 (助言, 約束) については会話の用例も加えておきたい。

表 (g) 拘束 (Deontics) の会話の連

| 要求 (Demanding)                                       | 付与 (Giving)                                   | 受容 (Acceptance)      |
|--|---|----------------------|
| 話者A, 聴者B   | 話者B, 聴者A                                      | 話者A, 聴者B             |
| 許可要求<br>permission-demanding                         | 許可付与 (=許可)<br>permission-giving (=Permission) | 感謝<br>gratitude      |
| 銀行へはどうやって行けますか。                                      | そこを左に曲がれば見えますよ。                               | ありがとうございます。          |
| 助言要求<br>advise-demanding                             | 助言付与 (=助言)<br>advise-giving (=Advise)         | 感謝<br>gratitude      |
| いつ返してくれるんですか。  | 明日返します。                                       | わかりました。              |
| 約束要求<br>promise-demanding                            | 約束付与 (=約束)<br>promise-giving (=Promise)       | 承認<br>acknowledgment |
| 提供要求 (=依頼)<br>offer-demanding (=Request)             | 提供付与 (=提供)<br>offer-giving (=Offer)           | 感謝<br>gratitude      |
| 服従要求 (=命令)<br>obedience-demanding (=Command)         | 服従付与 (=服従)<br>obedience-giving (=Obedience)   | 承認<br>acknowledgment |
| 共同予告要求 (勧誘)<br>co-commitment-demanding (=Invitation) | 共同予告付与<br>co-commitment-giving                | 承認<br>acknowledgment |
| 注意要求<br>attention-demanding                          | 注意付与<br>attention-giving                      | 承認<br>acknowledgment |

次の段階では、一つ一つの発話機能を定義するために、発話行為論における適切性条件 (felicity conditions) を採り入れたいと思う。許可 (Permission) を例にとって言うと、このようなやり取りは常に、一方の人物Bが他方の人物Aに対して何らかの権限を有しているような状況において遂行される。この特徴は、許可を定義するための一つの条件と言える。

また許可においては、人物Aは常に行為 (休憩を取ること) に対する欲求を持っている。先の例では、欲求は発話 (A1) によって表現されている。後者の例では、B (雇用主) はその状況においてAがそのような欲求をもっていることを推測している。しかしながら、これらの特徴、つまりAの欲求は、4.1節で述べた約束の際の意図と同じく、条件ではなく前提となっていることを主張したい。

AもBも他者の行動に対して何ら権限を有していないことが誰の目にもわかるような状況はあり得る。しかしながら、欲求に関しては、その人物がそのことを欲しているかどうかはその人自身にはわかるが、そのことを他の人物と共有する

ことはできない。したがって、このような会話の連においては、欲求は前提と見なされることになる。

ここまで、二つの著名な理論の統合について、その概略を提案してきたが、この段階を終えようと思う。このような方式で、われわれはさまざまな基準、例えば、意図された行為が会話参加者にとって、利益であるのかそうでないのか、意図された行為が発話行為であるのかどうか、といった基準を用いて、すべての発話機能を定義することができる。そして、同様の方法で他の範疇についても議論することができると考えている。これらについてのさらなる議論、そして、新たな概念の総合的なイメージの詳細を提示することは、別稿にて行うこととしたい。

## 謝辞

本稿は、筆者が2005年度に米国・カリフォルニア大学バークレー校に客員研究員として滞在した際に、担当教授であったジョン・R・サール博士の指導のもとに執筆した論文“The Comparison between Speech Act and Speech Function”を、筆者自身が日本語に翻訳し、若干の加筆を施したものです。サール博士の細部にわたるコメントに対し、謹んで感謝の意を表します。また、原著の執筆に際して、英語のネイティブ・チェックの労を執ってくださいました、同大学のロバート・A・ワッサー元講師に対しても、心より感謝を申し上げます。

## 注

- 1) 本稿では、原語表記において、これら二つの概念、及びその範疇、下位範疇はすべて語頭を大文字で表記する。
- 2) 本稿の初稿に対するサールのコメントのなかで彼は、発話行為論 (Speech Act theory) と言っても一つの理論として完結しているわけではなく、それは命題の集合群に対するあるアプローチの別名なのだと述べている。しかしながら、本稿では、サールによる発話行為への探究総体に対する名称として、この呼び方を用いることにする。
- 3) サールは、陳述 (Statements) について、基礎的な意味では単に「ものごとがいかにあるか」(how things are) ということの表象 (representation) であるとしている。しかしながら、発話機能論では、そのような基礎的レベルにおいても既に聴者の存在は考慮に入れる。4.1.でそのことを詳しく述べる。
- 4) (訳注) 言語学の用語としてのsenseは「意義」と訳すが、論述のメタ言語として用いたsenseについては、ひらがなで「いみ」と訳している。

- 5) (訳注) ハリデーの用語に対する訳語については山口・寛訳 (2001) を参照した。ただし, initiationに対する「初期発話」のみ本稿の筆者による。
- 6) (訳注) 発話内行為の五分類の訳については, 山岡 (2000) の訳語を踏襲したが, commissivesに関しては, 新たに「自告」と訳した。
- 7) 筆者はこの問題について直接サールに質問した。彼の回答は次のようなものであった。つまり, 誠実性条件というのは約束をなすための条件なのではなく, 「誠実で完全な約束」をなすための条件である。したがって, たとえこの条件が充たされていなくても, それは依然として約束である, と。たとえそのように主張しようと, 「条件」という用語は, もしそれが充たされなければ, その発話はそれと認められない, つまりそれは約束とは言えない, というような意味で用いられるべきだと, 筆者は主張する。準備条件については, 明らかに充たされる必要があるが, これが「条件」という用語の本来の用法である。「条件」という用語をどうしてもそのように変則的に用いると言うなら, 発話行為論に誠実性条件は本当に必要なのかということ自体が疑わしくなってくる。
- 8) サールは話者が負う義務を述べるために, 別の本質条件 (essential condition) を提案している (Searle1969:60)。しかしながら, それが, 話者が心の中で自らの責任を無視していないことを述べているのであれば, それは別のタイプの誠実性条件と見なすこともできるだろう。あるいは, 話者がそのことを聴者に知らせることを述べているのであれば, それは別のタイプの準備条件と見なすこともできるだろう。どちらの場合においても, 彼は自分自身の発言ゆえに責任を負わなければならない。
- 9) このことは発話の社会的責任と関係があるように思われる。例えば, セクシュアル・ハラスメントは, 加害者の意図によって認められるのではなく, 被害者の側の印象によって認められる。話者の意図にかかわりなく, 言葉それ自体がセクシュアル・ハラスメントの効果を持つのだということを, われわれは認識しておかなければならない。
- 10) 「機能主義」という用語はさまざまな学問分野において幅広く用いられている。哲学と言語学以外では, 人類学的機能主義 (anthropological functionalism), 社会学的機能主義 (sociological functionalism) などを挙げることができる。それらはいずれも, ある種の固定された実体ではなく, いくつかの状態や概念のあいだに見られる関係性や変化の局面に立脚しているという点で共通の特徴を持っているようである。このいみにおいて, あらゆる種類の機能主義は, 構造主義と対をなしている。
- 11) トゥルベツコイの理論は音韻論であり, マテジウスの理論は統語論であった。また, ヤコブソンの理論は音韻論から意味論にわたっていた (Cf. Lyons 1981; 7.2 Functionalism p.224-8)。
- 12) 疑似主観性 (pseudo-subjectivity) とは他者の主観が自分自身の主観と同じものであると仮定することを意味する。間主観性 (inter-subjectivity) とはほぼ同義語である。
- 13) このことはサール自身が, 本稿の初稿に対する彼のコメントの中でそのように述べている。

- 14) この用語は英語学における「行為拘束的モダリティ」(deontic modality)に由来している。それは主として英語の助動詞が持つ、他者あるいは話者自身の行動を制御するような対人的意味のことを指している。例. may (許可), must (義務), etc. その対義語は「認識様態的モダリティ」(epistemic modality)である (Cf. Palmer (1986) 3. Deontic modality pp.96-125)。その本来の意味は義務を遂行するということであり、それは哲学における義務論 (Deontology) と関連している。

参考文献

- Austin, J.L. (1962) *How to Do Things with Words*. Cambridge, MA.: Harvard University Press.
- Halliday, M.A.K. (1970a) "Language Structure and Language Function", in John Lyons ed. *New Horizons in Linguistics*. Harmondsworth: Penguin, 140-165
- Halliday, M.A.K. (1970b) "Functional Diversity in Language as seen from a Consideration of Modality and Mood in English", In *Foundations of Language* 6, 322-361
- Halliday, M.A.K. (1985) *An Introduction to Functional Grammar*. London: Edward Arnold.
- Halliday, M.A.K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar*. 2nd ed. London: Edward Arnold. (邦訳: 山口登・笈寿雄訳 (2001) 機能文法概説, くろしお出版)
- Halliday, M.A.K. & C. Matthiessen (2004) *An Introduction to Functional Grammar*. 3rd ed. London: Arnold.
- Lyons, J. (1981) *Language and Linguistics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, F.R. (1986) *Mood and Modality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. (1968) "Austin on Locutionary and Illocutionary Acts". In the *Philosophical Review* LXXVII, 405-24.
- Searle, J.R. (1969) *Speech acts*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. (1975) "A taxonomy of illocutionary acts", in K.Gunderson (ed.), *Language, Mind, and Knowledge*, Minnesota Studies in the Philosophy of Science, Vol. VII, University of Minnesota Press, 344-369
- Searle, J.R. (1976) "The Classification of illocutionary acts", *Language in society*, 5, 1-24
- Searle, J.R. (1979) *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. (1983) *Intentionality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, J.R. (1992) *The Rediscovery of the Mind*. Cambridge, MA.: The MIT Press.
- Searle, J.R. (2004) *Mind: a brief introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- 山岡政紀 (2000) 『日本語の述語と文機能』 くろしお出版
- Yamaoka, Masaki (2006) "The Comparison between Speech Act and Speech Function." *International Journal of Pragmatics* Vol. XVI, Pragmatics Association of Japan, 29-45

(やまおか・まさき / 本学教授)